

議案第58号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 育児休業の取得要件等について、パートナーシップ関係の相手方の定義に係る規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条の3第2号を除く。）中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第2条の3第2号中「以下同じ。）」を「）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。））」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。